

調 査 票

男女共同参画社会についての市民意識調査

－ 調査の趣旨とご協力のお願い －

市民の皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

伊佐市では、すべての人がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、第2次伊佐市男女共同参画基本計画の策定を予定しております。

このたび、市民の皆さまのご意見や実態を把握し、今後の取り組みの基礎資料とするために、この調査を実施することとしました。

ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年7月 伊佐市長 隈 元 新

～ ご記入にあたって ～

- 1 この調査の記入は、封筒のあて名の方ご本人にお願いします。ご本人の記入が困難な場合は、ご家族などが聞き取って代筆をお願いします。
- 2 調査票の記入は、鉛筆又はボールペンでご記入ください。
- 3 回答は、調査票のあてはまる項目の番号に、直接○(まる)をつけてください。
- 4 質問によっては、ある条件に該当する方だけにご回答いただくものがありますので、説明に従って最後までお進みください。
- 5 すべてのご記入が終わりましたら、お手数ですが、記入漏れがないかお確かめのうえ、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、**8月30日(金)**までに、郵便ポストへ投函してください。

《問合せ先》

伊佐市役所 企画政策課 地域活力推進係

〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地

電話 0995-23-1311 (内線 1126、1128)

はじめに、お答えいただいた回答を統計的に分析するため、あなた自身のことについてお尋ねします。

※この調査票でいう、「結婚」には、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること（事実婚）を含みます。

F 1 あなたの性別をお尋ねします。（○は1つ）

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

F 2 あなたの年齢をお尋ねします。（平成31年1月1日現在）（○は1つ）

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 |
| 4 50歳代 | 5 60歳代 | 6 70歳以上 |

F 3 あなたは現在、結婚されていますか。（○は1つ）

- | | | |
|----------|---------|------|
| 1 結婚している | 2 離別・死別 | 3 未婚 |
|----------|---------|------|

F 4 あなたの世帯の状況は、次のどれにあてはまりますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------------|--------|----------------|
| 1 単身世帯 | 2 夫婦世帯 | 3 二世帯世帯（親と子など） |
| 4 三世帯世帯（親と子と孫など） | | |
| 5 その他（具体的に： | | ） |

【F 3で「結婚している」と回答された方にお尋ねします。それ以外の方はF 6へお進みください。】

F 5 ご夫婦の職業の有無についてお尋ねします。（○は1つ）

※職業とは、自営業主、家族従事者、雇用者（常勤、パート、アルバイト、内職等を含む）等のことをいいます。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 どちらも職業がある | 2 自分のみ職業がある |
| 3 配偶者のみ職業がある | 4 どちらも職業がない |

F 6 あなたのお住まいはどちらですか。（○は1つ）

- | | |
|--------|--------|
| 1 大口地区 | 2 菱刈地区 |
|--------|--------|

I 男女平等の意識について

問1 あなたは、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。①～⑥のそれぞれについて、右欄の1～6のうちあなたの考えに最も近い番号を1つずつお選びください。

※各項目を横に見てお答えください。 (○印は <u>それぞれ1つずつ</u>)	優 遇 さ れ て い る 男 性 の 方 が 非 常 に	ど ち ら か と い え ば 男 性 の 方 が 優 遇 さ ば れ て い る	平 等 で あ る	ど ち ら か と い え ば 女 性 の 方 が 優 遇 さ ば れ て い る	優 遇 さ れ て い る 女 性 の 方 が 非 常 に	わ か ら な い
①家庭の中で	1	2	3	4	5	6
②学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
③職場の中で	1	2	3	4	5	6
④地域社会の中で	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度で	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、男女共同参画に関連の深い用語について知っていますか。

次の①～⑭のそれぞれについて、右欄の1～3から1つずつお選びください。

※各項目を横に見てお答えください。 (○印は <u>それぞれ1つずつ</u>)	よ く 知 っ て い る	聞 い た こ と が あ る	知 ら な い
①男女共同参画社会	1	2	3
②男女共同参画社会基本法	1	2	3
③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	1	2	3
④女子差別撤廃条約	1	2	3
⑤男女雇用機会均等法	1	2	3
⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	1	2	3
⑦積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	1	2	3

⑧仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3
⑨ダイバーシティ	1	2	3
⑩ジェンダー	1	2	3
⑪鹿児島県男女共同参画推進条例	1	2	3
⑫第3次鹿児島県男女共同参画基本計画	1	2	3
⑬鹿児島県男女共同参画センター	1	2	3
⑭伊佐市男女共同参画基本計画	1	2	3

問3 あなたは、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために何が最も重要だと思いますか。次の1～7のうち1つだけお選びください。

- 1 法令や制度の上での見直しを行い、女性に対する差別的取扱いにつながるものを改めること
- 2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を習得するなど、積極的に資質や能力の向上を図ること
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用、充実すること
- 6 その他(具体的に：)
- 7 わからない

Ⅱ 就業について

問4 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。次の1～6のうちあなたの考えに最も近い番号を1つだけお選びください。

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 5 子どもができたら退職し、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 6 その他（具体的に： _____）

問5 あなたの職業を次の1～11の中から1つだけお選びください。

- | | | |
|-------|---|------------------------------|
| 自営業主 | } | 1 農林漁業 |
| | | 2 商工サービス業 |
| | | 3 その他の自営業 |
| 家族従事者 | } | 4 農林漁業 |
| | | 5 商工サービス業 |
| | | 6 その他の家族従事者 |
| 雇用者 | } | 7 常勤の勤め（社員、職員等） |
| | | 8 非常勤の勤め（パート、アルバイト、臨時職員、嘱託等） |
| 無職 | } | 9 主婦・主夫 |
| | | 10 学生 |
| | | 11 その他の無職 |

【問5で無職「9」～「11」と答えた方へお尋ねします。】

問6 あなたはどのような形で働きたいですか。次の1～9の中から1つだけお選びください。

- 1 常勤（フルタイム）
- 2 常勤（短時間勤務、フレックスタイム制）
- 3 パートタイム、アルバイト、嘱託
- 4 契約社員、派遣社員
- 5 在宅勤務
- 6 事業経営
- 7 家業に従事
- 8 働くつもりはない（働くことができない場合を含む）
- 9 その他（具体的に： _____）

【問5で雇用者「7」又は「8」と答えた方へお尋ねします。】

問7 あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。次の1～12の中からいくつでもお選びください。

- 1 募集、採用の機会に格差がある
- 2 賃金に格差がある
- 3 女性に補助的な業務や雑用（お茶汲み等）に従事させる傾向がある
- 4 昇進、昇格に格差がある
- 5 管理職への登用に差がある
- 6 結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある
- 7 中高年女性には退職を促すような雰囲気がある
- 8 社内研修や教育訓練、出張や視察などの機会に差がある
- 9 育児休業や介護休業の取り易さに差がある
- 10 同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に性別により処遇が異なっていることはない

問8 あなたは、政治、経済、地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。次の1～10の中からいくつでもお選びください。

- 1 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと
- 2 女性自身がリーダーになることを希望しないこと
- 3 上司、同僚、部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと
- 4 長時間労働の改善が十分でないこと
- 5 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること
- 6 保育、介護、家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと
- 7 保育、介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと
- 8 その他（具体的に： _____)
- 9 特にない
- 10 わからない

問9 あなたは、管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。次の1～12の中からいくつでもお選びください。

- 1 やりがいのある仕事ができる
- 2 賃金が上がる
- 3 能力が認められた結果である
- 4 家族から評価される
- 5 自分自身で決められる事柄が多くなる
- 6 やるべき仕事が増える
- 7 責任が重くなる
- 8 やっかみが出て足を引っ張られる
- 9 仕事と家庭の両立が困難になる
- 10 その他（具体的に： _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

問10 あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭、社会、職場において必要なことは何だと思いますか。次の1～13の中からいくつでもお選びください。

- 1 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事、育児支援サービスの充実
- 4 男性の家事、育児参画への理解、意識改革
- 5 女性が働き続けることへの周囲の理解、意識改革
- 6 働き続けることへの女性自身の意識改革
- 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 8 職場における育児、介護との両立支援制度の充実
- 9 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
- 10 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 11 その他（具体的に： _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

Ⅲ 家庭生活について

【現在、結婚している方にお尋ねします。それ以外の方は問12へお進みください。】

問11 あなたの家庭では、現在、次のような事柄を主に誰が行っていますか。

①～④のそれぞれについて、右欄の1～5のうちあてはまる番号を1つずつお選びください。

(育児と介護、看護については、現在該当しなくても、過去の経験があればそれをもとにお選びください。該当しない場合は、「5」をお選びください。)

※各項目を横に見てお答えください。 (○印はそれぞれ1つずつ)	夫	妻	夫と妻 が分担	その他 の人	該当し ない
①家事	1	2	3	4	5
②育児	1	2	3	4	5
③介護、看護	1	2	3	4	5
④自治会など地域活動への参加	1	2	3	4	5

【全員にお尋ねします。】

問12 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようにお考えですか。次の1～4のうちあなたの考えに最も近い番号を1つだけお選びください。

- | |
|--------------|
| 1 賛成 |
| 2 どちらかといえば賛成 |
| 3 どちらかといえば反対 |
| 4 反対 |

IV 仕事と家庭・地域への取組について

問13 あなたは、現在、次のような地域における活動に参加していますか。次の1～11の中からいくつでもお選びください。

- | | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 自治会などの地区を単位とした団体活動 | |
| 2 | 婦人（女性）会、老人クラブ、青年団などの団体活動 | |
| 3 | 子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動 | |
| 4 | 消費者運動、環境保護運動などの住民活動 | |
| 5 | 民生委員・児童委員、体育指導委員などの公的な委員活動 | |
| 6 | 子育て支援や高齢者介護、障害者福祉などを目的としたグループ活動 | |
| 7 | NPO法人などの非営利活動 | |
| 8 | 特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動 | |
| 9 | スポーツや趣味、文化振興などに関わるサークル活動 | |
| 10 | その他（具体的に： | ） |
| 11 | 特に何もしていない（理由： | ） |

【問13で「1」～「10」を選んだ方にお尋ねします。それ以外の方は、問15へお進みください。】

問14 あなたが地域における活動に参加するなかで感じている、活動のやりがいや苦勞していることなどがありましたら教えてください。

--

【全員にお尋ねします。】

問15 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域、個人の生活」（地域活動、学習、趣味、付き合い等）の優先度について、あなたはどのようにお考えですか。まず、次の1～8のうち、あなたの現実（現状）に最も近い番号を1つだけお選びください。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域、個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域、個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない

問15-1 それでは、あなたの希望はどれに当てはまりますか。次の1～8の中から1つだけお選びください。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域、個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域、個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したい
- 8 わからない

問16 あなたは、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の1～14の中から3つ以内でお選びください。

- 1 男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参画することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよく図ること
- 4 年配者や周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること
- 6 家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をすること
- 7 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 9 研修等により、男性の家事、子育て、介護等の技能を高めること
- 10 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間（ネットワーク）づくりを進めること
- 11 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 特に必要なことはない
- 14 わからない

V 男女の人権について

【これまでに結婚したことのある方に、お尋ねします。】

問17 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含まれます。次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～3のうちあてはまる番号を1つずつお選びください。

	一、二度あった	何度もあった	全くない
※各項目を横に見てお答えください。 (○印は <u>それぞれ1つずつ</u>)			
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、又は、あなたもしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

【全員にお尋ねします。】

問18 あなたは、10歳代又は20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～4のうちあてはまる番号を1つずつお選びください。

	10歳代にあった	20歳代にあった	10歳代・20歳代ともあった	いずれにもなかった
※各項目を横に見てお答えください。 (○印は <u>それぞれ1つずつ</u>)				
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ば	1	2	3	4

したりするなどの身体に対する暴行を受けた				
② 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、又は、あなたもしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
③ いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3	4

【問 17 又は問 18 で 1 つでも行為を受けたことがあった方にお尋ねします。それ以外の方は、問 21 へお進みください。】

問 19 あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。次の 1～13の中からいくつでもお選びください。

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 家族や親戚に相談した | |
| 2 | 友人、知人に相談した | |
| 3 | 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した | |
| 4 | 医療関係者（医師、看護師、助産師など）に相談した | |
| 5 | 民間の専門家や専門機関（弁護士、弁護士会、カウンセラー、カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した | |
| 6 | 配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター、県男女共同参画センターなど）に相談した | |
| 7 | 警察に連絡、相談した | |
| 8 | 法務局や人権擁護委員に相談した | |
| 9 | 市の相談窓口相談した | |
| 10 | 他の市町村の女性相談窓口（婦人相談員や女性相談など）に相談した | |
| 11 | 上記（6～10）以外の公的な機関に相談した（相談機関： | ） |
| 12 | その他（具体的に： | ） |
| 13 | どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった） | |

【問19で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」を選んだ方にお尋ねします。それ以外の方は、問21へお進みください。】

問20 あなたが、どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）のは、なぜですか。次の1～15のうちあてはまるものをいくつでもお選びください。

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
- 5 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまでどおりの付き合い（仕事や学校、地域などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて思い出したくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他（具体的に： _____)

問21 あなたは、男女間における暴力を防止するためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～13の中からいくつでもお選びください。

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校で児童、生徒、学生に対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 3 職場などで、性別に由来する人権問題に関わる啓発を行う
- 4 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 5 メディアを活用して、広報、啓発活動を積極的に行う
- 6 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7 加害者への罰則を強化する
- 8 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、インターネットなど）を取り締まる
- 9 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 10 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者に対し、研修や啓発を行う
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に必要なことはない
- 13 わからない

問22 テレビ、新聞、雑誌、インターネット等のメディアにおける性表現、暴力表現について、あなたはどのように考えますか。次の1～9の中からいくつでもお選びください。

- 1 女性の性的側面を強調するなど、行き過ぎた表現が目につく
- 2 性に関する社会規範が損なわれている
- 3 女性に対する暴力を助長させる
- 4 過激な表現等、青少年の目に触れやすく配慮が足りない
- 5 男女のイメージを固定化することを助長するような表現をしている
- 6 児童に対する性犯罪を助長させる
- 7 その他（具体的に： _____）
- 8 特に問題はない
- 9 わからない

問27 あなたは、「男女共同参画社会」を形成していくために、伊佐市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の1～19の中から3つ以内でお選びください。

- 1 市の施策に係る計画等の見直しを行う
- 2 子どもの頃から、男女の平等や相互の理解、協力についての学習を充実させる
- 3 生涯学習の場における男女の平等や相互の理解、協力についての学習を充実させる
- 4 学校や家庭で、男女の人権に関わる啓発を進める
- 5 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解、協力についてPRする
- 6 女性に対する暴力（セクハラやDVなど）の防止や被害者支援に取り組む
- 7 政策方針決定の場への女性の参画を進める
- 8 職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う
- 9 職場における労働時間短縮や育児、介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める
- 10 保育の施設、サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
- 11 女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる
- 12 地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する
- 13 NPO等民間団体の連携を支援する
- 14 男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、学習、研修などを行う施設を充実させる
- 15 県との連携の推進
- 16 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動について、表彰などを行う
- 17 その他（具体的に： _____)
- 18 特にない
- 19 わからない

問28 男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見、ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

～ ご協力ありがとうございました ～

記入漏れがないかももう一度ご確認の上、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、8月30日（金）までに返送くださいますようお願いいたします。

	用語	解説
①	男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
②	男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律（平成11年6月23日施行）男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
③	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成13年10月13日（一部14年4月1日）施行、16年、19年、25年、元年改正） 都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。
④	女子差別撤廃条約	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使

		することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
⑤	男女雇用機会均等法	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律（昭和 61 年 4 月 1 日施行） 労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
⑥	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律（平成 27 年 9 月 4 日（一部 28 年 4 月 1 日）施行）。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務づけられた。 ※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあつては努力義務
⑦	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号参照）
⑧	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと
⑨	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
⑩	ジェンダー	「社会的、文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

⑪	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。
⑫	性自認	主観的な性別で、「自分は女である。」「自分は男である。」など、その人が自分の性をどのように認識しているか、ということ。「こころの性」と呼ばれることもある。
⑬	性的マイノリティ (性的少数者)	恋愛対象が同性や両性の人、「こころの性」と「からだの性」が一致しない人、あるいは「こころの性」がはっきりしない人などのことを指す。
⑭	L G B T	次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われる。 L：女性の同性愛者(レズビアン) G：男性の同性愛者(ゲイ) B：両性愛者(バイセクシュアル) T：「こころの性」と「からだの性」との不一致(トランスジェンダー)
⑮	伊佐市男女共同参画 基本計画	男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定に基づき、中長期的な展望に立って本市の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示した基本計画。平成23年度～32年度の10年間を計画期間として、平成23年4月に策定した。
⑯	鹿児島県男女共同参画 センター	男女共同参画社会を形成するための総合的な活動拠点として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置され、①男女共同参画社会づくりに向けた各地域での自主的な取組の促進やネットワーク形成を図るための交流促進、②男女共同参画に関する意識啓発、推進役となる人材の養成、就業支援のための学習・研修、③男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題についての相談、④男女共同参画に関する情報の収集・提供、⑤配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護(一時保護を除く)等の各種事業を実施している。